

社会福祉法人すみれ会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男性の育休取得を促進する。取得率30%以上を目標とする。

〈対策〉 ●令和7年6月育休の改正内容を周知する

●令和7年10月～職員の具体的なニーズを調査、制度の利用促進。

●令和8年1月～育休取得予定者への「育休復帰支援プラン」見直し。

●令和8年4月～新制度についての管理職を対象とした研修を年1回実施。

目標2：子の看護休暇制度を拡充する

〈対策〉 ●令和7年7月～対象年齢を小学1年生までに拡大する

目標3：年次有給休暇取得率の向上。令和9年度以降は30%以上を目標とする。

〈対策〉 ●令和7年度～実際の取得状況を確認し、問題点を把握する。解決に向けての対策を講ずる。

●令和8年度～担当者を決めて対策を話し合い、有休をとりやすいように促す。